



農業所得の収支計算について(その2)

～確定申告で必要経費になるもの～



8月号では農業所得の収入金額について説明しましたが、今回は必要経費となるものについて説明します。必要経費の具体例は次のとおりですが、農業用以外にも使用するものは農業用に係る部分のみが必要経費となります。

項目	具体的な内容	参考事項
雇人費	常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など	
小作料・賃借料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料、農協等の共同施設利用料など	
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できません。
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費になりません。
租税公課	農業用(農地・農業用倉庫等)の固定資産税、不動産取得税、自動車税、水利費、農協組合費など	所得税、町県民税、国民健康保険税、国民年金掛金、加算税、罰金などは必要経費になりません。住宅用の固定資産税は必要経費になりません。
種苗費	種もみ、種子苗などの購入費用	
肥料費	肥料の購入費用	
農具費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却の対象となります。
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など	
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用	
修繕費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など	金額、性質によっては減価償却費に該当することがあります。
動力光熱費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費	家事に使った分や、レジャーでドライブに使った分などは含まれません。
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用	
農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金	生命保険などは必要経費になりません。
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上げから差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。
土地改良費	土地改良事業の費用(土地の取得額及び減価償却資産を除く)	
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(事務用品代など)	

以上のようなものが必要経費になりますので、領収書等を保管・整理する際には、これらの項目を参考にしてみてください。

次回は、この必要経費になるものの中から、間違えやすいものについての説明をさせていただきます。

なお、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

問い合わせ 役場税務課町民税係 ☎985-4110